

## 22講 美容整形外科手術における説明義務

東京地裁平成9年11月11日判決

弁護士法人杜協同阿部・佐藤法律事務所  
弁護士 伊藤 敬文

## ◆事案の概要

原告(昭和40年2月15日生まれの女性)は、平成3年にアメリカ合衆国において両まぶたを二重にする美容整形手術を受けたが、その結果、特に左目の二重の幅が広くなりすぎたことから、これを修復するため、平成5年10月27日、被告医院において「トータル切開法」による手術(以下「本件手術」という)を受けた。

しかし、本件手術後、術前に定めたデザインの位置に二重が形成される様子はなく、平成8年8月現在の時点において、原告の両まぶたは、術前と比して二重の幅が狭くなることはなく、また、左目の上まぶたの皮膚が上に引っ張られるようにまつげが外反し、右目と異なって、正面を向いても、眼球に接する粘膜とまつげとの間の皮膚が外部から見えている状態になった。

本件は、原告が、そのまぶたが前記のような状態になったのは、被告の説明義務違反、ならびに診断、手術の選択および施術の誤りなどによるとして、被告に対して損害賠償を求めた事案である。

## ◆判決の要旨

美容整形手術は、生命・健康の保持などを目的とするものではなく、単により美しくなりたいという依頼者の願望に基づいて行われるものであるから、身体に対する侵襲を伴う施術を実施し得る根拠は、専ら依頼者の意思にある。したがって、当該施術を行うかどうかの決定は、ひとえに依頼者自身の判断に委ねられるべきものであり、医師は依頼者に対し、医学的に判断した本人の現在の状態、手術の難易度、その成功の可能性、手術の結果の客観的見通し、あり得べき合併症や後遺症などについて十分な説明をした上で、その承諾を得る義務がある。上記説明は、必要な説明が記載された書面を依頼者に閲読させることによっても不可能ではないが、依頼者が十分理解できるよう、率直かつ分かりやすい説明を工夫すべきであり、単に書面を交付するだけでは足りない。

本件では、被告は原告に本件手術の説明をするに際し、それが極めて困難な手術であって、手術の結果も術前の状態に戻ってしまう可能性があることや、本件のような結果を生ずることもあ

ることなどの本件手術の危険性について、口頭で具体的に平易に説明することをしなかった。

被告側は原告に対し「術前注意事項細目」なる書面を示しており、その中には本件手術の危険性を指摘しているとみることのできる部分があるが、カルテとしての記載や本件手術とは異なる他の各種術式に関する記載などの間に混在しており、書式の点でも、字間、行間が狭い中に微細な文字で、多種多様な項目にわたる一般的記述が、専門的用語も含めてぎっしりと記載されているうえ、単にこれを原告に渡して署名・押印を求めたにとどまり、ほかに原告に対する口頭での補足説明や注意喚起がなされた形跡はない。

したがって、被告は原告に対して本件手術の危険性に関する説明を尽くさなかった違法がある。

判決は説明義務違反の点について以上のように判示し、原告は前記説明を受けたならば本件手術を依頼しなかったことが認められるとして、その余の点について判断するまでもなく、被告には診療契約上の債務不履行があったとした(104万9,814円の請求が認容され、確定)。

## ◆この判決をどう理解するのか

通常の医療においても、主として患者の自己決定権の観点から、医師は患者らに対し、病名および病状ないし病態の程度、治療行為の目的、内容、効果、合併症ないし副作用その他治療行為に付随して生じ得る危険の有無および程度、他の治療行為あるいは治療行為を受けないことの選

択可能性や予後の違いなどについて、説明義務を負っていると解されている。

美容整形外科手術においては、通常の医療に比して必要性、緊急性が乏しく、患者(依頼者)の主観的願望を満足させるという目的から、前記医師の説明義務の内容および程度が加重されるといのが、多くの裁判例の傾向であり、本判決も同様の立場をとるものである。

本判決では、前記立場を前提として、どの程度の説明をすれば義務を果たしたことになるかという点について、医師側が説明内容を示した書面を患者(依頼者)に示しているものの、説明内容以外の記載と混在していること(内容)、書式が煩雑な記載の羅列というべきものであること(形式)、交付せずにその場で署名・押印を求めたのみで補足説明などをした形跡がないこと(方法)から、説明を尽くしていないと判断されている。

当該判示からは、手術の危険性など説明すべき内容のみを、平易な形式で記載した書面を作成・交付するとともに、口頭でも質問を受けるなどして補足説明し、当該説明した内容および事実を記録に残しておくことが肝要であると思われる。

## ◆この判例からどう学ぶか

- ①美容整形外科手術においては、通常の医療よりも説明義務が加重される
- ②分かりやすく平易な書面の交付と口頭での補足説明に加え、説明したことを記録化する